

青少年の健全育成対策等の推進について

【担当省庁】内閣府、文部科学省、厚生労働省

京都府では、非行や社会的ひきこもり等、困難を抱える青少年について、関係機関が連携し、早期発見・対応から回復・自立までの切れ目のない支援を、一人ひとりの状況・段階に応じてきめ細かく実施するなど、青少年の健全育成対策等について、先進的な取組を実施しているところです。

つきましては、先進的かつ有意義なこれらの事業効果が継続・拡大されるよう、次のとおり提案します。

京都府からの要望

1 非行少年等の立ち直り支援制度の構築

京都府では、非行少年等に対する立ち直り支援の中核機関として「立ち直り支援センター」を平成24年度に開設し、関係機関が一体となったネットワークを構築することで、個々のケースに応じたきめ細やかな立ち直り支援をワンストップで行い、再犯を防止する取組を進めることとしている。

こうした先進的な取組を全国的に制度化するとともに、今後も継続的・安定的に取組が展開できるよう支援を行うこと。

2 青少年の社会的ひきこもり対策制度の構築

(1) 初期型ひきこもりを訪問支援する「チーム絆事業」、回復期を支援する「職親事業」、就労自立期を支援する「ステップアップ雇用支援事業」等、京都府が実施するひきこもり初期から就労自立期に渡る先進的かつ有意義なスキームを、制度化するとともに、安定的継続的に実施できるよう支援すること。

(2) 就労自立を確実に達成できるようにするため、平成25年度の緊急雇用対策基金終了後も「ステップアップ雇用支援事業」の実施に必要な財源を国において確保すること。

3 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正

児童ポルノの被害から子どもを守るため、京都府では、法で規制されていない単純所持規制などを定めた「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」を制定（平成23年10月14日施行）したところであるが、全国的な規制等が必要であることから、法改正を行い、児童ポルノ根絶に向けた取組を強化すること。

4 個々の生徒の状況に応じた新しいタイプの高校制度の構築

高校進学率が97%を超える現在、従来の全日制、定時制教育では対応できない、不登校経験や発達障害など多様な学習歴や課題をもつ生徒が入学してきており、個々の生徒の状況に応じて柔軟に対応できる新しいタイプの高校教育システムの構築が必要となっている。

このため、全日制・定時制・通信制の枠を取り払い、必修科目や標準単位にとらわれない自由な教育課程の編制や単位制による、生徒のペースで学べる高校教育制度の構築のための支援を行うこと。

京都府の現状・課題等

◆ 京都府内の少年非行等の状況

(1) 法犯で検挙した少年の人口比(千人中)

22年度 17.3人 (全国ワースト3位)

(2) 再犯者率

22年度 38.1% (全国ワースト3位)

◆ 京都府における非行少年等の立ち直り支援制度の概要

(1) 非行少年等「立ち直り支援センター」の開設(平成24年度)

- ・ 非行少年等に対する立ち直り支援の中核機関として、少年たちの居場所としても活用できる「立ち直り支援センター」を開設
- ・ コーディネーターを中心に関係機関が連携した「立ち直り支援チーム」を結成し、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成し、多様な体験活動を通して立ち直りを支援

(2) 「非行少年立ち直り支援ネットワーク推進会議」の設置(平成24年度)

- ・ 関係機関(児童相談所、警察、学校、京都市、京都家庭裁判所等)が一体となった効果的な立ち直り支援が推進できるよう、関係機関相互の情報共有、意見交換を実施し、関係機関のネットワーク体制を構築

◆ 京都府における青少年の社会的ひきこもり対策(主な制度)

(1) チーム絆事業(平成20年度:本庁チーム設置、21年度~:府内全域展開)

- ・ 専門スタッフ(臨床心理士等)がひきこもり初期の青少年を訪問し、社会的自立を支援(財源:セーフティネット支援対策等事業費補助金、緊急雇用対策基金(平成23年度終了))

(2) 職親事業(平成18年度~)

- ・ ひきこもりを理解し、就労体験の機会を提供できる事業所を「職親」として公募し、登録(平成23年3月現在:110事業所)。「職親」の下で、1日~1月程度(最大6か月延長可)の就労体験を実施。

(3) ステップアップ雇用支援事業（平成 23 年度新規）

- ・ 回復期の青少年の適応状況に応じて、企業等への雇用委託方式により段階的に就労時間を増加する等により常用雇用につなげる（財源：緊急雇用対策基金）

◆ 「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」の制定

- ・ 平成 23 年 10 月 14 日に条例施行。
- ・ 単純所持規制等の児童ポルノの被害から児童を守るための規制については、平成 24 年 1 月 1 日に施行。

◆ 多様な課題や困難な状況のある生徒の高校入学の現状（京都府）

< 中途退学を経験した生徒の割合 >

22 年度：定時制 14.8%（22 年度全国平均：定時制 11.7%）

【京都府の担当部局】

府民生活部 青少年課 075-414-4301

教育庁管理部 総務企画課 075-414-5707